

# 校内ネットワークおよびインターネットに関する規定

徳島市北井上中学校

## 1 目的

この規定は、徳島市北井上中学校における校内ネットワークおよびインターネットの管理・運用、ネットワーク上で取り扱うデータ（以下ファイルという）の保全・管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 基本方針

本校の校内ネットワークおよびインターネットを利用するにあたっては、生徒や関係者の個人情報の保護に努めるとともに、教育・研究のために円滑な活用を図ることをねらいとして運用する。

## 3 管理・運用

本校におけるネットワークに関する管理責任は、学校長にある。ただし、実務的な運用は、情報教育担当者が中心となり、全教職員で取り組む。

## 4 ファイルの管理

(1) ファイルは、基本的に利用者が各自 USB メモリなどの記録媒体に保存するものとし、端末には残さないこととする。どうしても端末のハードディスクに保存する場合は、十分にセキュリティ対策を行う。

また、ファイルが保存されている記録媒体は、各自が責任を持って校内で保管する。

(2) 端末に保存してあるファイルは、必要と認められた場合、削除することがある。

## 5 インターネットの利用

インターネットを利用する際には、次のことに留意する。

(1) インターネットの利用は、徳島市教育研究所が設置した専用回線を使用するものとし、それ以外の回線を使用したインターネットへの接続を禁止する。  
(セキュリティ問題やウィルス対策のため)

(2) 特定の個人や団体を誹謗・中傷したり、罵倒したり、からかったりするような情報、人権を侵害するような情報の発信を禁止する。

(3) 知的所有権、著作権を侵害する行為を行わない。

(4) インターネット上で、営利を目的とした物品の売買をすることを禁止する。ただし、教育活動の一環として必要な場合は、その旨を学校長に連絡・確認し、許可を得てから行う。

(5) ソフトウェアのダウンロードやインストールは基本的に禁止する。特に、winMX や Winny 等の P2P(Peer to peer)ファイル交換ソフトウェアのインストール・利用は禁止する。

(6) 不良サイトや有料サイトにはアクセスしない。

## 6 電子メール管理・運用

電子メールの管理・運用の際には、次のことに留意する。

(1) 学校宛のメールの管理と対応については、教頭が行い、関係者に伝達することとする。

(2) 教職員用のメールの管理と対応については、各個人が行う。

## 7 ホームページの管理・運用

ホームページの管理・運用については、次に定める。

(1) ホームページ公開については、学校長が責任を負い、運用・管理については、情報教育担当者および HP 担当者が行う。

(2) ホームページで公開したい情報がある場合は、その内容を各学年の HP 担当者に伝える。HP 担当者は原稿を作成し、学校長の許可を得て公開する。

(3) インターネット上で、生徒の個人情報原則として発信しない。ただし、教育上必要な場合には、本人及び保護者に発信の目的と発信による危険性を十分に説明し、必ず同意を得ること。その場合でも、氏名や写真については特に注意が必要である。

(a) 生徒の意見や作品を発信する場合においても、氏名は掲載しない。教育上必要な場合は、イニシャルにするなど、プライバシーの保護には十分配慮する。

(b) 生徒の写真を掲載する必要がある場合は、集合写真とするなど個人が特定できないように配慮する。

(c) 本人、保護者から発信内容について削除あるいは訂正を求められたときには、速やかに対応する。

## 8 著作権・知的所有権について

ネットワークおよびインターネットの活用にあたっては、次の事項を守らなければならない。

(1) 他のホームページや媒体で公開されている文章・画像・音声などを利用するときには、作成者の許諾を必ず得る。引用する場合は、引用部分を明確にし、出典を明示する。

- (2) 生徒が作成した作文や絵画なども「著作物」であり、作成者の著作権がある。作文や作品を公表する際には、本人や保護者の同意を得ること。

## 9 生徒が利用する場合の配慮事項

生徒がインターネットを利用するにあたっては、次の事項について配慮し、生徒の自らの判断、責任においてインターネットを利用することができるように指導しなければならない。

- (1) 生徒がインターネットを利用するには、必ず教職員の指導の下で行うこと。
- (2) 生徒がインターネットを利用する場合は、「インターネット生徒利用規定」に準ずる。
- (3) コンピュータ等の利用を通して、生徒が自ら情報を選び、自ら判断する能力や態度を育成すること。
- (4) 日常の教育活動の中で、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考えさせ、情報社会に適切に参画する態度を育成すること。

## 10 規定の改正

学校教育におけるネットワークの利用の進展および社会情勢の変化や技術環境の変化に対応するよう本規定を見直す必要が生じたときは、校内において十分な検討を経て、見直しを行うものとする。

### 附則

- この規定は、平成18年4月1日より施行する。  
この規定を、平成19年5月24日より改訂する。